

介護支援専門員等更新研修費用補助に係るQ&A

【補助対象研修に関するQ&A】

Q1 更新研修Bや再研修は補助対象になりますか？

対象になりません。

A1 対象となる介護支援専門員の更新研修は、介護保険法施行規則第113条の18第1項に規定する更新研修をいい、「厚生労働省が定める介護支援専門員資質向上事業実施要綱に規定する『専門研修課程Ⅰ』及び『専門研修課程Ⅱ』」と「兵庫県福祉人材センターが実施する『更新研修A（前期）』及び『更新研修A（後期）』」です。

対象となる主任介護支援専門員の更新研修は、介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する更新研修をいいます。

Q2 いつ受講した研修が補助対象になりますか？

A2 申請日から過去1年以内に修了した研修が対象になります。ただし、令和6年4月1日より前に受講した研修は対象になりませんのでご注意ください。

Q3 過去に本事業を活用して更新研修の補助を受けていても、再度補助を受けることはできますか？

A3 可能です。

Q4 受講費（講座の受講料及び教材費等）には、入学金を含めてもいいですか？

A4 構いません。入学金を含んだ額で申請可能です。

【補助対象者に関するQ&A】

Q1 三田市民ではありませんが、補助対象となりますか？

A1 三田市民でなくとも、三田市内の居宅介護支援事業所等で勤務している研修受講者は補助の対象となります。受講対象者の居住地は問いません。

Q2 非常勤で勤務していますが、補助対象となりますか？

A2 対象となります。

Q3 派遣職員として勤務していますが、補助対象となりますか？

A3 対象になりません。

Q4 介護支援専門員と他の職務を兼務していますが、補助対象となりますか？

A4 対象となります。兼務する職務に制限はなく、研修受講者が現にケアプランの作成等ケアマネジメントを行っていれば補助対象となります。

Q5 地域包括支援センターでは介護支援専門員以外として配置されていますが、ケアプランを作成している場合、補助対象となりますか？

A5 ケアマネジメントを行っているため対象となります。

Q6 居宅介護支援事業所に所属しており、介護支援専門員の資格も持っていますが、ケアマネジメント業務は行っていません。この場合、補助対象となりますか？

A6 ケアマネジメントを行っていないため補助対象になりません。

Q7 更新研修を受講したときはケアマネジメントは行っていませんでしたが、更新研修修了後に介護支援専門員としてケアマネジメントを行っています。補助対象となりますか？

申請日時時点で以下の要件を満たしていれば対象となります。

- A7 (1) 申請日から1年以内に研修を修了していること。
(2) すでに受講料の支払いが済んでいること。
(3) 研修修了後、対象事業所1か所で3か月以上勤務していること（休職期間を除く）。
(4) (3)の事業所に引き続き勤務していること。
~~(5) 介護支援専門員等の更新手続きが完了していること。【令和7年度から削除】~~

Q8 【受講者本人が費用負担した場合】更新研修修了後、市内のA居宅介護支援事業所に3か月以上勤務していましたが退職しました。補助対象となりますか？

A8 上記A7(4)を満たさないため対象になりません。

Q9 【受講者本人が費用負担した場合】更新研修修了後、市内のA居宅介護支援事業所に3か月以上勤務していましたが、別の法人が運営する市内のB居宅介護支援事業所に転職しました。補助対象となりますか？

A9 上記A7(3)を満たさないため対象になりません。ただし、転職後3か月以上経過し、上記A7の要件を全て満たすことができれば対象となります。

Q10 【受講者本人が費用負担した場合】市内のA居宅介護支援事業所に勤務していましたが、更新研修修了から1か月後に同法人が運営する市内のC居宅介護支援事業所に配置転換となりました。補助対象となりますか？

A10 法人内の配置転換等であれば、A居宅介護支援事業所とC居宅介護支援事業所の勤務期間を合算し、上記A7の要件を全て満たしていれば対象となります。
もし、配置転換先の事業所が市外である場合や配置転換後にケアマネジメントを行わなくなった場合は、対象にはなりませんので注意してください。

Q11 【受講者本人が費用負担した場合】市内のA居宅介護支援事業所に勤務していましたが、更新研修修了から1か月後に2か月間休職（産休・育休、介護休暇など）し、その後勤務を再開しました。補助対象となりますか？

A11 休職期間を除いた勤務期間が3か月以上となれば上記A7(3)を満たすものとします。

Q12 【法人が費用負担した場合】法人で更新研修の費用を負担しました。研修修了時には当法人の事業所に在籍していましたが、申請時点ですでに退職してしまいました。補助対象となりますか？

A12 上記A7(4)を満たさないため対象になりません。申請時点で休職期間を除いて3か月以上勤務しており、引き続き勤務している必要があります。

【手続きに関するQ & A】

Q1 受講費を分割で支払っており、支払いが終わるのが数カ月先になりますが、その段階での申請は可能ですか？

A1 支払いが完了してから申請してください。

Q2 領収書を紛失してしまいました。

A2 領収書は必須となります。研修実施機関に再発行を依頼してください。

Q3 「研修を修了したことを証する書類」とは、修了証の原本ですか？写しでもいいですか？
また、修了見込証明書でもいいのでしょうか？

A3 修了証の写しを添付してください。修了見込証明書では認められません。

Q4 法人で申請する場合、1法人での申請者数の制限はありますか？

A4 制限はありません。

Q5 法人で複数申請する場合、一括での申請は可能ですか？

A5 可能です。その場合、受講者と研修費用の一覧等の書類を追加で提出していただく場合があります。

Q6 法人が負担したことがわかる書類とはどのようなものですか？

A6 研修実施団体への振込明細書や研修受講者の給与明細などを提出してください。その他、事業所における収支台帳など、研修費を負担していることがわかる書類をご提出ください。

Q7 ~~【介護支援専門員更新研修を受講した場合】介護支援専門員証の写しは、研修修了後すぐに新しい証が発行されないため、最新のものでなくてもよいですか？ 【令和7年度から削除】~~

A7 ~~更新手続きを完了し、新たに発行された介護支援専門員証の写しが必要です。したがって、申請日から過去1年間に研修の修了・更新手続き・新たな証の交付を完了する必要があります。 【令和7年度から削除】~~

Q8 【主任介護支援専門員更新研修を受講した場合】介護支援専門員証の写しは、現在所有しているものでよいですか？

A8 有効期間の置換を希望をされた場合や置換が完了している場合は、更新研修手続き後に新しく発行された介護支援専門員証の写しが必要です。
そうでない場合は、現在所有している介護支援専門員証の写しを添付してください。

Q9 インターネットから申請をする場合には、必ずマイナンバーカードが必要ですか？

A9 マイナンバーカードは必ず必要です。マイナンバーカードの交付を受けていない方は、窓口に必要な書類を持参してください。
マイナンバーカードをお持ちの方は、本人認証アプリ「マイナサイン」をご使用いただくことで、インターネットから申請することが可能です。詳しくは、市HP「本人認証アプリ変更のお知らせ」をご覧ください。
【ページリンク：<https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/4/gyomu/25207.html>】

Q10 インターネットから申請をする場合、必要書類の提出はどのようにすればよいですか？

A10 必要書類の写真やスクリーンショット、スキャンデータをアップロードしてください。
写真をアップロードする場合は、事前に書類の全面が詳細に写っているか確認したうえでアップロードしてください。
アップロードされたデータがぼやけている等の場合、申請に対して補正依頼を行います。その際は、すみやかな対応をお願いします。